

滝上町からのお知らせ（11月18日現在） 新型コロナウイルス感染症対策について

北海道はこれまで、「集中対策期間」として感染防止対策の徹底を道民に呼びかけてきたところですが、北海道全域で感染拡大が続いていることを受け、11月27日（金）までの間、以下のとおり追加対策を行うとして、道民に対し協力を要請しています。

すでに北海道から要請されている、「マスクの着用と手洗いの徹底」「体調が悪い場合の外出自粛」「テレワークの推進や時差出勤などの活用」「国の接触確認アプリ（COCOA）や北海道のコロナ通知システムの活用」につきましても、継続してご協力をお願いします。

新型コロナウイルス集中対策期間

追加対策の実施は

令和2年11月17日（火）

～令和2年11月27日（金）

1 感染リスクが回避できない場合において

【北海道全域】（札幌市に限らず、北海道全体への要請）

- ・ 不要不急の札幌市との往来自粛

【札幌市に滞在する場合】

- ・ 不要不急の外出自粛
- ・ 札幌市以外の地域との往来自粛

（感染リスクを回避できない場合の例）

- ・ 新北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- ・ 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- ・ 飲食の場面においては、大人数（例えば5人以上の集まり）、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食など

2 飲食の場面におけるリスク回避の徹底（札幌市に限らず、北海道全体への要請）

- ・ 5人以上の集まりを避ける
- ・ マスクを着用せずに大声での会話はしない
- ・ 2時間を超えるような長時間の飲食はしない

※上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく北海道対策本部長からの協力要請です。
※北海道独自の警戒ステージは3のまま、札幌市を対象に警戒ステージ4に相当する強い措置を講じるものです。

これを受け、滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部における「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等に関する基本方針」を令和2年11月17日付で改正し、上記期間中、滝上町が主催する行事や会議のうち、札幌市から講師などを招くものは、可能な限りオンラインを活用した方法へ変更して実施することとしました。

町民の皆様においては、11月27日までの間、札幌市との不要不急の往来自粛をはじめ、各感染防止対策の徹底にご協力くださいますようお願いいたします。

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部（保健福祉課） ☎29-2111(216・234)

裏面もご覧ください